

学校教育活動等における熱中症事故防止のための指針

小郡市教育委員会

令和6年6月3日

昨今の熱中症事故多発の状況を踏まえ、令和5年4月に「気候変動適応法」が改正されました。改正法では、熱中症対策実行計画の法定計画化、熱中症警戒情報の法定化及び熱中症特別警戒情報の創設等が措置され、令和6年4月24日から運用を開始しています。

このことを受け、小郡市教育委員会として、学校教育活動等における熱中症事故防止のための指針を定めます。市内学校においては、以下の点を踏まえ、「危機管理マニュアル」の見直し及び教職員間での情報共有を確実に行っていただくようお願いいたします。

1 教育活動実施上の留意点について

- ・活動中やその前後に適切な水分補給や休憩ができる環境を整えること。
- ・熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、速やかに体を冷却できるよう備えるとともに、ためらうことなく一時救命処置（AEDの使用を含む）や救急要請を行うことのできる体制を整備すること。
- ・学校施設の空調設備を適切に活用すること。
- ・活動する場所の空調設備の有無に合わせて活動内容を設定すること。
- ・風通しを良くする等の工夫をする。
- ・学校の管理下における熱中症事故は、多くが体育・スポーツ活動中に発生しているが、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中、登下校中においても発生していることにも十分留意すること。
- ・運動会、遠足及び校外学習等の各種行事、部活動の遠征など、特に教職員等の体制が普段と異なる環境で活動する際には、事故防止の取組や緊急時の対応について、児童生徒等も含めた事前の確認及び備えをしておくこと。

2 各種活動実施に関する判断について

- ・熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）について

一般名称	熱中症特別警戒アラート
位置づけ	気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合 ※過去に例のない広域的な危険な暑さを想定
発表基準	都道府県内において全ての暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35に達すると予測される場合
発表時間	前日午後2時頃

※令和3年度から実施されている熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）（暑さ指数が33に達すると予測される場合）は、令和5年4月の法改正において法制化。

※環境省の「熱中症予防情報サイト」で熱中症特別警戒アラートや熱中症警戒アラートの発令状況を確認することができるので必要に応じて確認してください。

○熱中症特別警戒情報アラートが発令された場合は、学校が管理者として実施する当日の教育活動について、運動等（体育授業、部活動、体育館等での集会、運動会・

体育大会、長時間の歩行を伴う校外学習など）は原則中止とします。

- 3 児童生徒等への熱中症防止に関する指導について周知すべきこと
 - ・暑い日には帽子等により日差しを遮ること、通気性・透湿性の悪い服装等を避けること。
 - ・運動するときはその前後も含めて適切に水分を補給し休憩をとること、児童生徒等自身でもよく体調を確認し、不調が感じられる場合にはためらうことなく教職員に申し出ること。
 - ・児童生徒等同士で互いに水分補給や休憩の声掛け等を行うこと。
 - ・運動等を行った後は、気象状況も踏まえつつ、十分にクールダウンするなど、体調を整えた上でその後の活動（登下校を含む）を行うこと。
 - ・体調不良等により下校やその他活動が困難だと感じた場合にはためらうことなく教職員等に申し出ること。

- 4 その他
 - ・保護者に対しても 熱中症対策についての情報提供を行う等、必要な連携を図ってください。